(イ)　国庫補助の対象となる都市災害復旧事業
(ウ)　その他立法措置によって国がその事業費等の一部を負担又は補助する災害復旧事業（イに掲げるものを除く。）
(エ)　その他特別の予算措置によって国がその事業費等の一部を負担又は補助する災害復旧事業及び(ア)から(ウ)までに掲げるものに準ずる災害復旧事業
イ　災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第102条第１項に基づく歳入欠かん債及び災害対策債
ウ　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第24条第１項及び第２項の規定に基づく公共土木施設等小災害復旧事業及び農地等小災害復旧事業
エ　地方公営企業災害復旧事業
オ　公共施設及び公用施設に係る火災復旧事業
カ　一般単独災害復旧事業（公共施設及び公用施設に係る災害復旧事業のうち、アの対象とならなかったもので、イからオまでに掲げるものを除いたもの並びに単独の災害関連事業をいう。）

(4)　教育・福祉施設等整備事業
①　学校教育施設等整備事業
学校教育施設等整備事業については、次に掲げる事業を対象とするものとする。
ア　義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和33年法律第81号）第３条第１項の規定に基づく国庫負担及びその他の国庫補助（交付金を含む。）を受けて実施する学校教育施設等の整備事業に係る地方負担額（イに掲げるもの及び都道府県が実施する補助事業に係る地方負担額を除く。）
イ　地震防災対策特別措置法（平成７年法律第111号）第４条の規定に基づく学校教育施設等の整備事業に係る地方負担額
ウ　単独事業として行う学校教育施設等の整備事業
②　社会福祉施設整備事業
社会福祉施設整備事業については、児童福祉施設その他の社会福祉施設のうち、公営企業債の対象となる施設及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する学校を除いた施設の整備事業を対象とするものとする（ただし、都道府県が実施する補助事業に係る地方負担額を除く。）。
③　一般廃棄物処理事業
一般廃棄物処理事業については、次に掲げる事業を対象とするものとする（ただし、都が実施する補助事業に係る地方負担額を除く。）。
ア　し尿処理施設整備事業
イ　ごみ処理施設整備事業
ウ　清掃運搬施設等整備事業
④　一般補助施設整備等事業
一般補助施設整備等事業については、次に掲げる事業を対象とするものとする。
ア　原則として、国庫補助金を伴う事業のうち次に掲げる事業
(ア)　原子力発電施設等立地地域振興特別事業
(イ)　沖縄米軍基地所在市町村活性化特別事業
(ウ)　沖縄振興特別推進交付金事業
(エ)　未買収道路用地取得事業（沖縄県に限る。）
(オ)　出資金・貸付金（チッソ分）
(カ)　防災集団移転事業
(キ)　豪雪対策整備事業
(ク)　認定こども園整備事業（他の事業区分に属する事業の対象となるものを除く。）
(ケ)　産業廃棄物不法投棄対策事業
(コ)　公害防止対策事業（ダイオキシン類による汚染の防止又はその除去等の事業に限る。）
(サ)　地震対策緊急整備事業等
(シ)　住宅資金等貸付事業
(ス)　庁舎整備事業
(セ)　特定地域再生事業（公共施設又は公用施設の除却事業に限る。）
イ　国庫補助（交付金を含む。）を受けて市町村が実施する施設整備事業のうち、アに掲げる事業及び他の事業区分に属する事業の対象とならない事業
ウ　特別転貸債
(ア)　指定都市高速道路公社が行う有料道路の整備事業
(イ)　コンテナ埠頭公社等又はフェリー埠頭公社が行う特定用途港湾施設（コンテナ埠頭及びフェリー埠頭）の整備事業
(ウ)　港湾運営会社が行う埠頭群を構成する港湾施設の整備事業
(エ)　外貿埠頭公社等が行う外貿埠頭の整備事業
(オ)　独立行政法人空港周辺整備機構が行う空港周辺整備事業
(カ)　独立行政法人奄美群島振興開発基金が行う融資事業
⑤　施設整備事業（一般財源化分）
施設整備事業（一般財源化分）については、平成17年度及び平成18年度に一般財源化された次の補助金等が対象としていた施設・設備整備事業を対象とするものとする。
ア　次世代育成支援対策施設整備交付金（公立保育所に係るものに限る。）
イ　地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金
ウ　社会福祉施設等施設整備補助金・負担金（市町村立の障害者施設及び保護施設に係るものに限る。）
エ　消防防災設備整備費補助金

(5)　一般単独事業
①　一般事業
一般事業については、地方単独事業のうち他の事業区分に属する事業の対象とならない事業を対象とするものとする（ただし、地域開発事業（内陸工業用地等造成事業及び住宅用地造成事業に限る。）及び観光その他事業（観光施設事業に限る。）を新たに行う法人に対する出資金、貸付金及び補助金に係る地方債については、原則として、当該団体の財政状況を勘案し一定の基準未満の規模のものに限る。）。
②　地域活性化事業
地域活性化事業については、地域の経済循環の創出に資する事業やこれまで住民生活にとって大事な分野でありながら、光が十分に当てられてこなかった分野に係る事業（平成27年度までの間に限る。）等地域の活性化のための基盤整備事業を対象とするものとする（平成21年度までに提出した地域活性化事業計画に位置付けられている事業であって、平成25年度以降引き続き実施することが必要なものを含む。）。
③　防災対策事業
防災対策事業については、地方単独事業として行う防災基盤の整備事業、公共施設及び公用施設の耐震化事業並びに自然災害を未然に防止するために行う事業を対象とするものとする。
④　地方道路等整備事業
地方道路等整備事業については、地方単独事業として行う道路、農道及び林道の整備事業を対象とするものとする。